

2022年11月22日

各位

会社名 株式会社ELEMENTS
代表者名 代表取締役 久田 康弘
(コード番号：5246 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 経営企画部長 鶴岡 章
(TEL 03-4530-3002)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2022年11月22日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 50,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2022年12月8日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2022年12月26日 (月曜日) |
| (4) 増加する資本金及び
資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2022年12月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2022年12月19日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2022年12月20日 (火曜日) から
2022年12月23日 (金曜日) まで |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2022年12月27日 (火曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 新丸の内支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|--|--|------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 4,488,200株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都文京区本郷七丁目3番1号東京大学南研究棟3階
UTEK3号投資事業有限責任組合 | 2,166,700株 |
| | 東京都港区北青山二丁目5番1号
伊藤忠商事株式会社 | 833,300株 |
| | 東京都港区港南二丁目17番1号
株式会社電通国際情報サービス | 416,700株 |
| | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60・52F
株式会社セゾン・ベンチャーズ | 250,000株 |
| | 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
株式会社イオン銀行 | 250,000株 |
| | 東京都港区赤坂一丁目12番32号
ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合 | 221,300株 |
| | 東京都港区六本木一丁目6番1号
econtext ASIA EC Fund 投資事業有限責任組合 | 200,000株 |
| | 東京都千代田区大手町二丁目6番4号
東京海上日動火災保険株式会社 | 73,500株 |
| | 東京都港区東新橋一丁目8番1号
株式会社電通グループ | 40,000株 |
| | 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
農林中央金庫 | 36,700株 |
| (3) 売出方法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券及び大和証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |
| (4) 売出価格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申込期間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株式受渡期日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。 | |
| (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|----------------|--------------------------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 680,700株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2022年12月19日（発行価格等決定日）に決定される。） |
| (2) 売出人 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売出方法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) 売出価格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 申込期間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 680,700株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2023年1月24日（火曜日）
- (4) 払込期日 2023年1月25日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2022年12月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (9) 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新丸の内支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式数 当社普通株式 50,000株
- (2) 売出株式数
 - ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 4,488,200株
 - ② オーバーアロットメントによる売出し（※）
当社普通株式 上限680,700株
- (3) 需要の申告期間 2022年12月12日（月曜日）から
2022年12月16日（金曜日）まで
- (4) 価格決定日 2022年12月19日（月曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (5) 申込期間 2022年12月20日（火曜日）から
2022年12月23日（金曜日）まで
- (6) 払込期日 2022年12月26日（月曜日）
- (7) 株式受渡期日 2022年12月27日（火曜日）

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が680,700株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である久田康弘（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年11月22日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式680,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2022年12月27日（上場日）から2023年1月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	20,046,700株
公募による新株式発行による増加株式数	50,000株
公募後の発行済株式総数	20,096,700株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	680,700株（最大）
増加後の発行済株式総数	20,777,400株（最大）

3. 調達資金の用途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額1,900千円（※）に、第三者割当増資の手取概算額上限93,936千円（※）を合わせた、手取概算額合計上限95,836千円の全額を、2023年11月期に、個人認証ソリューション及び個人最適化ソリューションの運転資金として人件費に充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格150円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在、当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから配当は実施せず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金は、優秀な人材の採用等の必要運転資金やサービス基盤拡充、新規サービス開発のための資金として有効に活用していく方針であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、将来的には、財政状態及び経営成績を勘案のうえ、株主への利益配分を検討いたしますが、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期
1株当たり当期純損失金額(△)	△4,043.96円	△46.37円	△19.58円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (-円)	— (-円)	— (-円)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	—	—
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1株当たり当期純損失金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、無配のため、記載しておりません。
5. 当社は2022年9月14日開催の取締役会決議に基づき、2022年10月11日付でA種優先株式39,584株、B種優先株式9,455株、C種優先株式18,615株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ39,584株、9,455株、18,615株交付しております。また、同取締役会決議で当社が自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式をすべて消却しております。
6. 当社は、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2020年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失金額を算定しております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」の作成上の留意点について』(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2019年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2019年11月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、PwC京都監査法人の監査を受けておりません。

	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期
1株当たり当期純損失金額(△)	△40.44円	△46.37円	△19.58円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (-円)	— (-円)	— (-円)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である久田康弘並びに当社株主(新株予約権者を含む。)である株式会社BOC、加藤寛之、山谷明洋、上田八木短資株式会社、コタエル信託株式会社、鶴岡章、長谷川敬起、KDDI 株式会社、テックユニオン株式会社、株式会社タチカワ、大岩良行、保科秀之、梅木悠太、三菱地所株式会社、小島亮平、株式会社Ubicom ホールディングス、株式会社ビーコス、沖田貴史及び小久保穂高は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後 180 日目の 2023 年 6 月 24 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である株式会社大和証券グループ本社、みずほ FinTech 投資事業有限責任組合、SMBC ベンチャーキャピタル 2 号投資事業有限責任組合、SBI Ventures Two 株式会社、SBI AI & Blockchain 投資事業有限責任組合、NREG イノベーション 1 号投資事業有限責任組合、SMBC 事業開発 2 号投資事業有限責任組合、 트레이ダーズインベストメント株式会社、J A 三井リース株式会社、株式会社百五銀行及び三菱UFJ 信託銀行株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後 90 日目の 2023 年 3 月 26 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、その売却価格が発行価格の 1.5 倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に行う東京証券取引所での売却等を除く。)等を行わない旨合意しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後 180 日目の 2023 年 6 月 24 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2022 年 11 月 22 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記 90 日間又は 180 日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものではなく、予想に基づくものです。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。